

# 郡山女子大学大学院学則

## 第九章 入学検定料、入学金、授業料等

第37条 入学検定料、入学金、授業料及びその他の納付金の額は、別表2のとおりとする。

第38条 授業料及びその他の納付金は、年額の二分の一ずつを2期に分けて、所定の期日までに納入しなければならない。

第39条 第37条及び第38条の規定にかかわらず、第13条の5第1項に規定する修士課程の昼夜開講制の入学検定料及び授業料の額は、別表3のとおりとする。

2 前項に定める授業料は、修得1単位当たりの額を40,000円とし、当該学期において履修する授業科目の単位数を乗じた額を各学期ごとに納入しなければならない。ただし、修士論文指導料は、入学手続き時に一括納入するものとする。

第39条の2 第37条及び第38条の規定にかかわらず、博士（後期）課程の社会人の授業料の額は、別表4のとおりとする。

2 前項に定める授業料は、修得1単位当たりの額を50,000円とし、当該学期において履修する授業科目の単位数を乗じた額を各学期ごとに納入しなければならない。ただし、博士論文指導料は、入学手続き時及び2年次以降は授業料納入時又は本学の指定した期日までに納入するものとする。

3 社会人に関する入試については、別に定める。

第40条 休学期間中の授業料及びその他の納付金は徴収しない。

第41条 既に納めた入学検定料、入学金、授業料及びその他の納付金は、事情のいかんにかかわらず返戻しない。

第42条 在学中において授業料及びその他の納付金の額が改訂されたときは、新たに定められた額を納入しなければならない。

第43条 正当な事由なくして授業料及びその他の納付金を滞納し、督促してもなお納入する意思がないと認めた場合は、研究科委員会の議を経て学長が除籍する。

別表2 (第37条関係)

| 種 別       | 金 額           | 備 考                         |
|-----------|---------------|-----------------------------|
| 入 学 検 定 料 | 30,000 円      | 入学願書に添えて納入する。               |
| 入 学 金     | 200,000 円     | 入学手続き時に納入する。(本学の卒業生・修了者は免除) |
| 授 業 料     | 600,000 円(年額) | 毎年2期に分けて納入する。               |
| 教 育 充 実 費 | 200,000 円(年額) | 毎年2期に分けて納入する。               |
| 施 設 充 実 費 | 100,000 円(年額) | 毎年2期に分けて納入する。               |

別表3 (第39条関係)

| 種 別       | 金 額                    | 備 考  |
|-----------|------------------------|--|
| 入 学 検 定 料 | 30,000 円               | 入学願書に添えて納入する。  |
| 授 業 料     | 1,200,000 円<br>(30単位分) | 1単位額は40,000円であり、当該課程を修了するには30単位が必要。<br>この場合の納入方法は、各学期ごとに履修する単位数に応じた額を納入する。 |
|           | 修士論文指導料<br>200,000 円   | 入学手続き時に一括納入する。   |

別表4 (第39条の2関係)

| 種 別   | 金 額                  | 備 考   |
|-------|----------------------|---|
| 授 業 料 | 600,000 円<br>(12単位分) | 1単位額は50,000円であり、当該課程を修了するには12単位が必要。<br>この場合の納入方法は、各学期ごとに履修する単位数に応じた額を納入する。        |
|       | 博士論文指導料<br>600,000 円 | 年額200,000円を3年間納入。<br>入学手続き時に200,000円を納入し、2年次以降は200,000円を授業料納入時又は本学の指定した期日までに納入する。 |